

人材紹介に関する基本契約書

株式会社 代表取締役 (以下「甲」という)
と 株式会社 ケアフレンドモリタ 代表取締役 奥村 直樹 (以下「乙」という)とは、甲からの依頼に
基き乙が甲に行う人材の紹介に関して、以下の通り基本契約を締結する。

(目的)

第1条 甲は、乙に対し、甲の必要とする人材の採用のため、人材の紹介を依頼し、乙はこれを承諾した。

(紹介の内容)

第2条 甲が依頼した職位・職務要件等の人材求人情報に基き、乙は、該当する候補人材を求め
該当者 (以下「丙」という。)に対するコンサルティングを実施した上で、適切と判断した
丙を甲に紹介する。

- ② 甲は、乙に対し、前項の求人の依頼にあたって、職業安定法第5条の3第2項に定める
労働条件を文書で明示し、乙は、これを丙に明示して紹介を行うものとする。

(選考採用)

第3条 甲は、乙が前条により紹介した人材(丙)を自ら選考の上、適当と認めた場合には
求人条件等に基き採用する。この場合、乙は甲に必要なアドバイスをし、その他の
採用選考の支援を行うものとする。

(対価の支払及び時期)

第4条 甲は、乙が紹介した丙を採用し、入社に至った場合、人材紹介の対価として、甲が採用
する丙の初年度標準年収(税引前支給予定額をいい、各種手当等も含む。)の20%
相当額及びその消費税相当額を支払う。この場合において、甲及び乙は、丙の氏名
採用日、初年度標準年収、紹介の対価の額等必要な事項を別途の書面により確認する
ものとする。

- ② 乙が紹介した当該人材が、専ら甲の事由により退職に至った場合、いったん受領した
前項の対価は返却しない。なお、当該退職が甲による前項の対価の支払い前であっても
甲の対価支払い債務は消滅しないものとする。

- ③ 乙が紹介した丙が、専ら丙の責めに帰すべき事由により退職にいたった場合、
採用日から1週間以内の場合、第1項に定める対価の100%を
採用日から1ヶ月未満の場合、第1項に定める対価の50%を
採用日から2ヶ月未満の場合、第1項に定める対価の30%を
採用日から4ヶ月未満の場合、第1項に定める対価の20%を
採用日から6ヶ月未満の場合、第1項に定める対価の10%を返却するものとする。
この場合、甲の依頼があれば、乙は引き続き誠意をもって別の人材の紹介を行う。

- ④ 甲は、乙の請求書が到着した月の末日までに、第1項に定める対価及びその消費税
相当額を、以下の口座に振り込むものとする。振込手数料は、甲の負担とする。

振込口座:

口座番号:

口座名義: 株式会社ケアフレンドモリタ 代表取締役 奥村 直樹

(労働条件の明示と確認)

第5条 甲は、乙が紹介した人材について採用を決定した場合には、その者(丙)が入社する
にあたって労働基準法第15条に基く労働条件明示書面の写しを乙にも交付するものと
する。その書式は、別紙「雇用条件通知書」によるものとする。この場合、乙は丙に
同明示書を手交し、その内容を確認する。なお、甲及び丙との間で別途雇用契約を
締結するものとする。

(情報の守秘義務)

第6条 甲及び乙は、本業務の遂行に関して得られた甲の事業所に関する情報及び乙が紹介した人材(採用に至らなかった者を含む。)に関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏洩することを禁止し、相互に守秘義務を負うものとする。

(契約に定めのない事項等の取扱い)

第7条 甲及び乙は、この契約に定めのない事項又は解釈上の疑義を生じた場合、甲、乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第8条 この契約書の有効期間は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの1年とする。
(なお、有効期間満了1ヶ月前までに甲、乙異議のないときは、さらに同一条件で、同一期間自動的に更新するものとし、以降も同様とする。)

以上、本契約書締結の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通保有する。

平成26年4月1日

甲

印

乙 千葉県千葉市中央区本町3丁目2番14号
株式会社 ケアフレンドモリタ
代表取締役 奥 村 直 樹 印

